

香川県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

香川県知事 池田豊人

香川県規則第56号

香川県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

香川県証紙条例施行規則（昭和39年香川県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表（第2条関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) 香川県産業技術センター手数料のうち、あらかじめ依頼を受けた件数を超えて行う場合の硬さ分布試験、塩水噴霧試験及び<u>塩水噴霧サイクル試験</u>、あらかじめ依頼を受けた測定数を超えて行う場合の耐寒試験及び凍結融解試験並びにあらかじめ依頼を受けた時間を超えて行う場合の機器操作指導の手数料</p> <p>(13)～(22) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>6 香川県警察関係手数料条例（平成12年香川県条例第4号）に定める手数料。ただし、<u>自動車保管場所証明申請手数料（自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号）第2条第1項の規定による電子情報処理組織を使用して行う申請に係る手数料を当該電子情報処理組織を使用して徴収することが可能な場合に限る。）</u>を除く。</p>	<p>別表（第2条関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部に掲げる手数料。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) 香川県産業技術センター手数料のうち、あらかじめ依頼を受けた件数を超えて行う場合の硬さ分布試験、塩水噴霧試験、<u>塩水噴霧サイクル試験及び耐候性試験</u>、あらかじめ依頼を受けた測定数を超えて行う場合の耐寒試験及び凍結融解試験並びにあらかじめ依頼を受けた時間を超えて行う場合の機器操作指導の手数料</p> <p>(13)～(22) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>6 香川県警察関係手数料条例（平成12年香川県条例第4号）に定める手数料。ただし、<u>次に掲げるものを除く。</u></p> <p>(1) <u>自動車保管場所証明申請手数料（自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号）（次号において「施行規則」という。）第2条第1項の規定による電子情報処理組織を使用して行う申請に係る手数料を当該電子情報処理組織を使用して徴収することが可能な場合に限る。）</u></p> <p>(2) <u>自動車保管場所標章交付手数料（施行規則第5条第2項において読み替えて準用する施行規則第2条第1項の規定による電子情報処理組織を使用して行う申請に係る手数料を当該電子情報処理組織を使用して徴収することが可能な場合に限る。）</u></p>

7 略

7 略

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。